



## 閣議決定

常任理事・情報広報部長 中川俊男

「閣議決定された」という報道をよく見聞きされると思いますが、その意味を正確に理解している人は多くはありません。今月は閣議決定について解説します。

閣議（内閣の会議）に提出される案件には；(1)一般案件（国政に関する基本的事項で内閣として意思決定を行うことが必要なもの）、(2)法律・条約の公布、(3)法律案、(4)政令、(5)議員提出法律案関係、(6)人事等、などがあります。

これらの案件は、閣議決定、閣議了解、閣議報告として処理されます。

**閣議決定：**合議体である内閣の意思決定です。閣議における案件処理のなかでは、最も重みを持ちます。

**閣議了解：**本来主任大臣の権限に属する事項について、それらの事項の重要性を考慮したうえで、閣議に提出して他の国务大臣の意向も聞くことが適当と判断されたものについて行われます。

**閣議報告：**主要な審議会の答申や省庁の白書等を閣議で披露するような場合に行われます。

また、閣議決定に係る文書の流れは次のようになります：

(1)各省で特定の案件を閣議に提出することを

求める閣議請議の文書を起案し、大臣が決裁し、内閣官房に送付します。

(2)内閣官房（内閣書記官室）で送付された文書の案について国务大臣の署名欄のある用紙（閣議書）で起案し、閣議の席上で各国务大臣の署名（花押）を求めます。

(3)内閣官房（内閣書記官室）は、決定された内容について閣議を求めた省に通知し、政府の方針の決定のようなものであれば関係機関にも通知の書面を送ります。

小泉内閣が誕生してから、いわゆる「骨太の方針」や「規制改革推進3か年計画」など国の行く末に関わる案件については、閣議決定されるまでに激しい論戦が戦わされることが多くなりました。これは、各方面の立場の人達が閣議決定というものの重みを十分に認識しているからです。しかし、閣議決定は最終的なもので、その後どんなに反対しても覆らないと諦めるのは早計です。国民の理解を得て世論が変われば、閣議決定といえども絶対的なものとはいえなくなります。

規制改革・民間開放推進会議は、「混合診療の解禁」や「株式会社等の医療機関経営への参入」が明記された中間とりまとめを8月3日に小泉首相へ提出しました。年内に同会議から最終答申が出され、年度内に閣議決定されるという運びになりますが、年内の答申や来年3月の閣議決定までに激しい論争が展開されるでしょう。